

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は、入札説明書を兼ねる。

令和元年6月3日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 白石 隆

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名

熊本県立大学教務システム賃貸借契約

(2) 調達に係る事務を担当する部局の名称及び場所

熊本県立大学事務局教務入試課教務班

郵便番号 862-8502

住 所 熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号

電話番号 096-321-6609

E-Mail kyoumu@pu-kumamoto.ac.jp

(3) 調達内容

熊本県立大学教務システム要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）のとおり。

(4) 賃貸借期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで（60月）

(5) 納入期限

令和元年8月31日

(6) 納入場所

熊本県立大学が指定する場所

(7) 入札金額

入札金額は、1月当たりの賃貸借料とする。見積もりに当たっては、60月賃貸借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 最低制限価格

この入札は、最低制限価格を設けない。

(9) その他

入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）第2条の規定により業種「リース・レンタル」、詳細業種「OA機器類」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 入札の時点において、公立大学法人熊本県立大学取引停止等措置要領（平成19年11月14日制定）による取引停止等の期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 一般競争入札参加申込及び参加資格確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書

イ 機能等証明及び添付書類（別添「機能等証明書について」を参照のこと。）

(2) 提出期間

公告日から令和元年6月10日（月）までの午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所及び提出方法

1(2)に記載の場所へ持参又は郵送（提出期間内必着。書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続に関する事項

(1) 入札に関する事務を担当する課等の名称

1(2)に記載のとおり。

(2) 要求仕様書の配布

本学ホームページからダウンロードすること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月14日（金） 13時30分

※10分前までには入場すること。

イ 場所

熊本市東区月出三丁目1番100号

熊本県立大学 本部棟2階大会議室

(4) 入札書の提出方法

ア (3)アの日時に(3)イの場所へ持参し提出すること。ただし、持参できないときは、1(2)に記載の場所に令和元年6月13日(木)午後5時までに必着するよう郵送する(書留郵便に限る。)こと。

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者氏名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。

ウ 入札書に記載する事項を訂正するときは、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、金額についての訂正は認めない。

(5) 入札の回数及び再入札

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、直ちにその場で再入札を行う。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとす。

(6) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込

みをした者を落札者とする。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積る契約希望金額（入札書に記載した金額に8パーセントに相当する額を加算した金額）に貸借月数（60月）を乗じて得た金額の100分の5以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を2019年6月13日（木）午後5時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）。

(2) (1)のアに掲げる入札保証金の免除のための書類を提出する場合は、入札書と同時に提出すること。

(3) (1)のイに掲げる入札保証金の免除のための書類を提出する場合は、次により提出すること。

ア 提出期限

令和元年6月12日（水） 午後5時

イ 提出場所

1(2)に記載のとおり。

ただし、持参できないときは、アに掲げる日時までに、イに掲げる場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札保証金免除申請書類在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を、裏に入札に参加しようとする者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。

(4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者以外のものに対しては、入札執行後速やかに還付する。

(5) 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後に還付する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、法人に帰属する。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要するものとする。

(2) 契約の締結期限

落札決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

7 契約保証金

(1) 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約予定金額に賃貸借月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が確実と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金の納付又は契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次によること。

ア 納付又は提出期限

落札者決定の日から5日以内とする。

イ 納付又は提出場所

1(2)に記載のとおり。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

8 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札に参加する者は、入札説明書その他関係規程を承知のうえ、入札すること。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他本学の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 本入札に参加するために必要な書類の作成及びこれらに係る付帯作業に要する一切の費用は、すべて入札に参加する者の負担とする。